

誓 約 書

宮崎県知事 様

従前の許可の有効期間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）
- ④再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑦二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し（第 12 条の 7 第 10 項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の 3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項（法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。））、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項）